

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
入会及び退会、会員年会費に関する規程

(会員種類)

第1条 会員の種類は、正会員として個人、法人等会員及び賛助会員の2種とする。

2 法人会員は、法人等が運営する病院・診療所・訪問看護ステーション等のいずれかの1施設を選択し、代表者を定めて入会手続きを行う。

3 法人会員として登録した施設に従事する職員は、法人会員名簿に追加登録申請を行うことで会員資格を付与する。

4 同一法人で2施設以上の施設を法人登録する場合においても、前項に定める手続きが必要となるが入会金は免除とする。

5 賛助会員は、本協会の活動等に賛助する個人及び団体等と定める。

(入会手続き及び会員資格の取得)

第2条 会員として入会する者は、ホームページまたは、FAX等により本協会事務局まで入会申込の手続き及び次条に定める会費等を納めるものとする。

2 会費納入をもって、入会手続きの完了、正会員としての資格を有する。

3 理事会の承認、会費の納入をもって、入会手続きの完了、賛助会員の資格を有する。

(会員資格の更新および期間)

第2条の1 会員資格は当該年度の会費納入を完了することにより更新される。

2 会員資格期間は、次のとおりとする。

(1) 会員資格期間は、原則、4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

(2) 会員資格期間の始期は、新規入会会員は、第2条第2項の完了日からとし、更新会員は、更新年度の4月1日とする。

(3) 会員資格期間の終期は、新規及び更新会員とも当該年度3月31日とする。ただし、更新年度の4月30日までその終期は、猶予される。

(会費滞納による会員資格喪失)

第2条の2 定款第9条第3項に定められた会費滞納による会員資格喪失は、次のとおりとする。

2 新規入会会員は、入会手続き完了の翌年度の3月31日をもって会員資格を喪失する。ただし、滞納年度4月30日までに会費の納入が確認されれば会員として認める。しかし、会員滞納年度の4月30日を超えて会費納入(再入会)となった場合、過去の会員歴は認めないものとする。

3 会員歴1年度経過した会員は、4月1日を始期とし、会費滞納年度の3月31日をもって会員資格を喪失する。ただし、滞納年度4月30日までに会費の納入が確認されれば会員として認める。しかし、会員滞納年度の4月30日を超えて会費納入（再入会）となった場合、過去の会員歴は認めないものとする。

（会費）

第3条 会費は、入会金、年会費の2種類とし、各校に定める。

- 1 個人会員の入会金は2,000円とし、年会費は6,000円とする。
- 2 法人会員の入会金は、20,000円とする。なお、法人入会金は、経営主体及び運営主体のどちらかのみ入会の場合、納めるものとする。
- 3 法人会員（1施設目）の年会費は、33,000円とする。
- 4 法人会員（2施設目以降、1ヶ所毎）の年会費は、20,000円とする。
- 5 賛助会員の入会金は免除とし、年会費は、30,000円とする。
- 6 本状第2項を除き、入会時期が、事業年度の10月から翌年3月末の場合、各項の定める年会費を半額とする。
- 7 会費の滞納がある会員は、滞納金を納入後に退会届を提出することを義務とする。
- 8 当該年度の会費納入が確認できない期間中に協会事業（学術大会、研修事業）へ参加する場合は、非会員扱いとする。

（会費納入）

第4条 会費の納入は、会費請求書に基づき、定められた期間内に本協会の指定した金融機関等の指定口座に振込等により納めるものとする。

- 2 納入された会費等は、理由の如何を問わず、返金しないものとする。

（賛助会員特典）

第5条 当協会主催研修会、学術大会に会員価格にて参加することができる。

- 2 当協会からの定期的なメール配信およびホームページの「会員ページ」の閲覧、「協会機関誌」への会員名を掲載することができる。
- 3 本協会のホームページにリンクすることができる。
- 4 本協会の学術大会抄録集に広告等を賛助会員価格で掲載することができる。
- 5 本協会からの一斉送付物に広告等を賛助会員価格で封入することができる。

（退会）

第6条 会員は、別紙様式1に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 未納の会費がある場合は、退会後もその支払いの義務がある。ただし4月30日までに退会した場合は、その事業年度の会費の支払い義務を免除することができる。

(規程の改定)

第7条 本規程の改定に関する事項は、理事会の決議による。

附則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年7月1日から施行する。

この規定は、平成25年7月1日から施行する。

この規定は、令和元年12月1日から施行する。

ただし、第3条の第1～4、7～8項は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。